

平成 28 年 11 月 25 日

お客さま 各位

愛知信用金庫

キャッシュカード振込の一部利用制限について

平素は愛知信用金庫をご利用いただき、ありがとうございます。

昨今の振り込め詐欺被害が多発するなか、特に、キャッシュカードによる振込が不慣れな高齢者のお客さまを A T M に誘導して、電話による操作方法を指示し、預金を振り込ませる「還付金詐欺」の被害が急増しています。

当金庫では、こうした高齢者の還付金詐欺の被害を防止するため、緊急対応策として、下記のとおりキャッシュカードによる振込取引を一部制限させていただきます。

何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 緊急対応策

以下のお客さまは、A T M の振込限度額を「0 円」に設定させていただきますので、キャッシュカードによる A T M での振込取引ができなくなります。

(1) 対象となるお客さま

70 歳以上のお客さまで、当金庫の A T M で 3 年以上キャッシュカードによる振込取引をされていない口座のお客さま

(2) 対応開始時期

平成 28 年 12 月 1 日（木）より

(3) 上記のお客さまがキャッシュカードによる A T M での振込取引を希望される場合

平日の営業時間内に当金庫窓口へお申し出ください。

本人確認のうえ、振込取引を可能とさせていただきます。

※ キャッシュカードによるお預入れやお引出しは従来どおりご利用いただけます。

以 上